

令和8年度学生記者による消費者志向経営取材啓発事業業務プロポーザル提案仕様書

本業務委託は、民間活力を活用し、学生記者による消費者志向経営取材啓発事業を円滑かつ効果的に実施するため、記事制作・SNS発信・情報メディア発信等の直接的業務に関し、広報周知に関するノウハウを活かした企画提案書等による提案を受け、審査を行い（プロポーザル方式）、契約するものである。

令和8年度学生記者による消費者志向経営取材啓発事業業務において作成する企画提案書等については、本仕様書に基づき作成すること。

1 業務の目的

本業務は、市民や事業者を対象として、富士市SDGs共想・共創プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）に登録された推進企業・団体や登録プロジェクト等取材し、記事公表や情報メディア発信を通して広く発信することにより、SDGsの達成にも資する消費者志向経営の認知度向上及びその実践に関する普及啓発を実施することを目的とする。

2 実施期間

契約期間は、契約締結日から令和9年2月12日（金）まで

3 対象

富士市SDGs共想・共創プラットフォームに登録された推進企業・団体や登録プロジェクト等

4 予算

3,915,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 提出書類 企画提案書等一式を電子申請にて提出（電子申請：フォーム入力、様式はPDF形式）

ア 企画提案書、概要書・費用内訳書は、所定の様式を使用すること。

イ 事業実施体制図は自由形式とする。

6 提出期限 令和8年5月20日（水）午後3時まで

7 業務内容

本業務内容は、以下のとおりである。

(1) 記事制作関連業務

ア 記事等制作関連業務

(ア) プラットフォームへ登録した推進企業等のうち、消費者志向経営の啓発にあたり適した事業者等を優先して10社を選定すること。

(イ) 消費者志向経営の普及啓発にあたり、その推進企業の取組と社会との関係を明らかにするために必要な取材をすること。

イ 学生記者

(ア) 取材等を行う学生記者を次の者を対象として募集すること。

・富士市在住の高校生、専門学校生、大学生又は大学院生（以下、「学生等」という）

・富士市出身で就学等を契機に市外へ活動の拠点を移した学生等

・その他富士市との関わりのある学生等

(イ) 採用した学生等（以下、「学生記者」という）に対して取材前研修を実施し、記事の意図、取材方法、制作方法等を教授するとともに、あらかじめ取材対象に関する資料等を提供し、取材前に精読するよう指導すること。

ウ 納品

(ア) 制作した記事、動画、取材先及び学生記者一覧等を市へ納品する。

- (イ) 記事、動画、取材先名称、学生記者氏名は、富士市SDGsポータルサイト等で公表するため、あらかじめ関係者の承諾を得ること。

エ その他

- (ア) 次の企業等や取組を新たに把握した場合は、取材先の候補として、プラットフォームへの登録を促すこと。

- ・意欲的にSDGs取組を行っているが富士市未来都市推進企業等として未登録の企業等
- ・SDGs達成に資する取組であって、プラットフォームのプロジェクトとして未登録のもの

(2) 情報メディア発信業務

- (1)の取材に基づく番組を制作し、テレビ又はラジオのいずれかの情報メディアを活用して放送すること。

ア 情報メディアを活用した番組放送を10回以上実施すること。

イ 番組放送は概ね20分以上とすること。

ウ 放送した番組の映像又は音声データについては、富士市SDGsポータルサイト掲載用として、市へ納品することとし次のとおりとする。

(ア) 原稿等はMicrosoftWord形式、静止画はjpeg又はpng形式、動画はmpeg4形式とする。

(イ) データの受け渡しは、市が指定するストレージサービスでのアップロード又は受託者が用意するUSBメモリによる納品とする。

(3) 交流会企画運營業務

(1)の取材対象者、推進企業等を対象として、取組や取材の様子を学生記者が発表する交流会を企画運営し、企業等との交流機会を創出すること。

ア 開催日時・場所は、次の通りとする。

(ア) 開催日時 令和8年8月21日（金曜日）午後

(イ) 開催会場 富士市交流センター（静岡県富士市富士町20番1号）
多目的ホール及びその付随施設

イ 交流会の企画に当たっては、推進企業の消費者志向経営の更なる意欲向上につながるものとする。

ウ 交流会の開催に当たっては、受託者は、電子メールにて配信するための原稿やリーフレットデータを提出すること。

(4) 周知啓発業務

取材により制作した動画、記事等の周知を図るため、予定来場者が5,000人以上のイベントにおいて、展示等を行うこと。

ア 出展等を提案するにあたり、イベント等は市又は行政機関が主催、共催、後援等するものであって、契約期間中に開催されるものであって、本企画提案の出展等について主催者から内諾を得ることとする。

イ ブース出展は1小間（3m×3m）と同等以上とし、設営資材、設營業務等は全て受託者が行うものとする。

ウ 学生記者の参加については可能な範囲で実施するものとする。

8 提案に当たっての条件

- ・本業務に対し、より効果的となる独自提案があれば、取組の内容、方法及び期待できる効果等を示すこと。
- ・(1)(3)(4)に係る学生の拘束時間に対して、受託者が学生に対し静岡県最低賃金（時間当たり1,097円）以上の報償を支払うものとする。ただし、参加日数や納品状況により相応の支払いとなるよう、事前に参加、提出状況ごとの報償額を設定し、あらかじめ学生に対し明らかにすること。
- ・出演者、協力者等に関する調整を行うこと。また、出演者、協力者等の肖像権、音楽・映像・画像等の著作権に係る調整を行い、委託者の二次利用を含めた使用の許諾を得るとともに、出演料・使用料等は業務委託料の範囲で支払うこと。
- ・各業務の詳細について富士市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に富士市に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、富士市に提出すること。

- ・本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託することが効用を高めるものであり委託費の 50%を超えない範囲において、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、富士市が承諾した場合はこの限りでない。
- ・本委託費以外の費用負担、人的負担は認めない。

9 評価の視点 【 】内は、評価の重み付け係数

(1) 記事制作関連業務 【3.0】

- ア 企画が消費者志向経営の推進に資するものであるか
- イ 作成する動画の構成、本数、利用用途が適切であるか

(2) 情報メディア発信業務 【2.0】

- ア 放送回数と予定時期が適切であるか
- イ 放送のアクセス数向上に向けた取組が十分になされているか
- ウ SNS等での発信が確実に行われるものか
- エ その他効果的な情報発信が提案されているか

(3) 発表会企画運営業務 【2.0】

- ア 交流会が消費者志向経営の更なる意欲向上に資するものであるか
- イ 参加者を確保するための取組が十分になされているか

(4) 周知啓発業務 【2.0】

- ア 出展イベントと消費者志向経営に関する展示の関係性
- イ 展示等が消費者志向経営活動普及に資するものであるか

(5) その他 【1.0】

- ア 各評価項目においてバランスがとれた評価となっているか
- イ 実現が不可能な提案が含まれていないか

10 参加表明書等提出期限 令和8年5月8日（金）午後3時まで

電子申請 <https://logoform.jp/form/5KXT/1535931>

添付の参加表明書に必要事項を記入の上、電子申請して下さい。開催概要書の提出は、参加表明書及びイベント受託実績表（様式自由）の提出を条件としておりますので、受託を希望する場合は、必ずご提出ください。

11 参加表明に関する質問先

富士市役所総務部企画課SDGs推進室 担当 浅岡

電子申請 <https://logoform.jp/form/5KXT/1535844>

最終質問期限 令和8年5月1日（金）正午まで

提案に係る質問のうち、個別提案内容に係る回答は質問者のみに返答します。

その他質問、提案内容であっても仕様を変更する回答は、出席者全員に行います。

12 その他

提案採択予定日：令和8年5月下旬

採択者、不採択者共に電子メールにてお知らせします。

提案事業の実施可能性調査等により、採択日が遅れることがあります。